

徳山工業高等専門学校学寮給食業務及び学生食堂給食業務委託仕様書

徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学寮給食業務及び学生食堂給食業務（以下「給食業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）は、食堂運営業務に経験と相当の実績を有する者で、かつ、給食業務の適切な運営を期することができる者であること。

I 共通事項

1. 契約期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。
ただし、本校からの申し出により、双方協議の上、委託期間開始日から起算して3年間を限度として更新することができる。
2. 本校は、給食業務が寮生及び学生並びに教職員への福利厚生を目的とすることから、給食業務に必要な施設の財産貸付料等を免除する。
3. 施設等の維持、保全のため必要とする経費は、本校の負担とする。ただし、見積価格が1件につき3万円未満（税別）の場合はこの限りでない。
4. 受託者は、給食業務に伴う次の経費を負担するものとする。
 - (1)人件費
 - (2)食材料費
 - (3)光熱水料及び通信費
 - (4)保健衛生費及び被服費
 - (5)その他、営業に直接必要な経費（本校が用意する施設等では不足するもの。）
5. 光熱水料及び通信費については、本校総務課契約係の請求に従い、銀行振込とすること。
6. 廚房等で使用する消耗品は、受託者の負担とする。
7. 従業員の届け出等
 - (1)受託者は、身元確実な者を従事させ、採用時に健康診断、検便等を行い、異常のないことを確認すること。
 - (2)受託者は、従業員の住所、氏名、生年月日等を記載した「名簿（様式1）」をあらかじめ学生課に届け出ること。また、変更があった場合も速やかに届け出ること。
8. 従業員の健康管理
 - (1)受託者は、従業員の健康管理に留意し、伝染病、罹病の場合はもとより、またその疑いのある場合は、就業させないこと。
 - (2)受託者は、従業員に対し年1回の健康診断及び学寮給食は月2回、学生食堂は年2回の検便を実施し、その証明書を学生課に提出すること。
9. 食堂の衛生管理
 - (1)厨房及び食堂内は、清潔を保ち、施設、器具及び容器等の衛生保持に留意すること。

と。

- (2) 食器類は、使用の都度十分洗浄したのち、熱湯、蒸気又は無害な消毒液で消毒を行うこと。
- (3) 給食材料及び提供物品は防虫防鼠の措置を講じ、衛生的に保管すること。
- (4) 従業員の服装は、清潔なものを着用させるとともに、身だしなみについても留意すること。
- (5) 残飯、残菜その他汚物については、責任をもって処理し構内に放置しないこと。
- (6) 原材料及び調理済み食品を食品毎に50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封し、-20°Cで2週間以上保存すること。
- (7) その他法令等に定める衛生管理に関する事項を遵守すること。

- 10. 受託者の都合により、給食業務を停止する必要が生じた場合は、ただちに本校に届け出るとともに、利用者に支障のない措置を講じること。
- 11. 受託者は、喫食に対して食中毒、伝染病又は、死亡等の被害を与えた時は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、本校にその措置等を遅滞なく報告するものとする。また、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
- 12. 受託者は、業務終了後、電気、ガス、水道、火気等に異常がないことを確認し、戸締まり等の点検を行い、学寮給食は食堂業務終了報告書（様式2）を学寮宿直者に提出すること。
- 13. 受託者は、毎日の業務終了後に、厨房及び食堂フロアの清掃を行うとともに、防火、防犯、その他災害等に留意し、施錠を行うものとする。
- 14. 受託者は、校内で知り得た情報を外部等に漏洩してはならない。
- 15. 受託者は、法令に基づく監督官庁等の立入検査が実施されるときは、事前に本校に通知するとともに、検査結果を本校に報告するものとする。
- 16. 本校は、事務上必要と認めた場合は給食業務に関する一切の書類検査及び実地検査を行うことができる。また、受託者はこれに協力するものとする。
- 17. この仕様書により難い特別な事情が生じた場合は、本校・受託者間で協議し、定めるものとする。

II 学寮給食業務に関する事項

- 1. 本校の学寮は、中学校を卒業して初めて親元を離れて生活する場であるため、成長期の学生に対して栄養バランスのとれた質の高い、かつ家庭的な食事を安全に提供すること。
- 2. 履行場所は、周南市学園台3538番地 徳山工業高等専門学校「学生寄宿舎(高城寮)」とする。
- 3. 学寮給食対象者数は約100名とする。（総計101名、男子83名、女子18名、うち留学生5名 平成25年2月1日現在）
- 4. 業務内容については、別に定める「徳山工業高等専門学校学寮給食業務委託実施要領」のとおりとする。

III 学生食堂給食業務に関する事項

1. 学生食堂は、昼食等を持参していない学生等が利用するため、栄養のバランスのとれた質の高い安全な食事を提供すること。
2. 履行場所は、周南市学園台3538番地 徳山工業高等専門学校「福利厚生センター内 学生食堂」とする。
3. 学生食堂利用者数は、約60名(日平均・予定)とする。
4. 業務内容については、別に定める「徳山工業高等専門学校学生食堂給食業務委託実施要領」のとおりとする。